

消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する設備等の種類を定める件

- 西日本防災システム

平成十六年五月三十一日 消防庁 告示第十五号

改正 平成十八年五月消防庁告示第二十三号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の三第二項及び第四項の規定に基づき、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を次のとおり定める。

第一 趣旨

この告示は、消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第二十九条の四第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の工事又は整備の種類を定めるものとする。

第二

第二項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指定区分
パッケージ型消火設備	第一類、第二類又は第三類の甲種消防設備士
パッケージ型自動消火設備	第一類、第二類又は第三類の甲種消防設備士
共同住宅用スプリンクラー設備	第一類の甲種消防設備士
共同住宅用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士
住戸用自動火災報知設備	第四類の甲種消防設備士



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社Top Pageへ

消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する設備等の種類を定める件

- 西日本防災システム

平成十六年五月三十一日 消防庁 告示第十五号

第三

規則第三十三条の三第四項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に

供する設備等の整備の種類は、次の表の上欄に掲げる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等とし、それぞれ同表下欄に掲げる指定区分により行うことができる。

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種別	指 定 区 分
パッケージ型消火設備	第一類、第二類又は第三類の乙種消防設備士
パッケージ型自動消火設備	第一類、第二類又は第三類の乙種消防設備士
共同住宅用スプリンクラー設備	第一類の乙種消防設備士
共同住宅用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士
住戸用自動火災報知設備	第四類の乙種消防設備士

附 則

この告示は、平成十六年六月一日から施行する

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。



弊社Top Pageへ



西日本防災システム
NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>